

武蔵野市奨学金支給条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

## 武蔵野市奨学金支給条例を廃止する条例

武蔵野市奨学金支給条例（昭和46年3月武蔵野市条例第11号）は、廃止する。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項及び第6項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の武蔵野市奨学金支給条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定による奨学金（旧条例第1条に規定する奨学金をいう。以下同じ。）の支給を受けている者に係る奨学金の支給については、旧条例（第5条、第6条及び第9条の規定を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 旧条例第9条第1項の武蔵野市奨学金審議会については、同条の規定は、この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

#### （武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、次に掲げる非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について定めることを</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、次に掲げる非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について定めることを</p>	

<p>目的とする。  (1)から(47)まで (略)  <u>(48) 奨学金審議会の委員</u>  <u>(49)から(59)まで</u></p> <p>第3条 第1条第15号から<u>第56</u>  号までに掲げる職員には、別  表第2により報酬を支給す  る。</p> <p>第4条 第1条第<u>57号</u>から<u>第59</u>  号までに掲げる職員には、別  表第3により報酬を支給す  る。</p> <p>別表第2 (第3条関係)  日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="228 1075 647 1597"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から 自転車等駐車対策協 議会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>奨学金</u> <u>審議会</u> <u>の委員</u></td> <td>// <u>12,000円</u></td> </tr> <tr> <td>コミュニティ評価委員会 の委員から選挙立会人ま で (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 自転車等駐車対策協 議会の委員まで (略)		<u>奨学金</u> <u>審議会</u> <u>の委員</u>	// <u>12,000円</u>	コミュニティ評価委員会 の委員から選挙立会人ま で (略)		<p>目的とする。  (1)から(47)まで (略)  <u>(48)から(58)まで</u></p> <p>第3条 第1条第15号から<u>第55</u>  号までに掲げる職員には、別  表第2により報酬を支給す  る。</p> <p>第4条 第1条第<u>56号</u>から<u>第58</u>  号までに掲げる職員には、別  表第3により報酬を支給す  る。</p> <p>別表第2 (第3条関係)  日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="711 1075 1131 1597"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から 自転車等駐車対策協 議会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティ評価委員会 の委員から選挙立会人ま で (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 自転車等駐車対策協 議会の委員まで (略)		コミュニティ評価委員会 の委員から選挙立会人ま で (略)		<p>号の削除  号の繰上げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の削除</p>
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から 自転車等駐車対策協 議会の委員まで (略)																
<u>奨学金</u> <u>審議会</u> <u>の委員</u>	// <u>12,000円</u>															
コミュニティ評価委員会 の委員から選挙立会人ま で (略)																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から 自転車等駐車対策協 議会の委員まで (略)																
コミュニティ評価委員会 の委員から選挙立会人ま で (略)																

(武蔵野市市民生活総合基金条例の一部改正)

5 武蔵野市市民生活総合基金条例(昭和54年3月武蔵野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(基金の目的)	(基金の目的)	
第2条 この基金の目的とする	第2条 この基金の目的とする	

<p>施策は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 武蔵野市奨学金支給条例</u> <u>(昭和46年3月武蔵野市条例第11号)に基づく事務</u></p> <p>(5)から(8)まで (略)</p>	<p>施策は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 武蔵野市奨学金支給条例</u> <u>を廃止する条例(平成28年12月武蔵野市条例第 号)</u> <u>付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による廃止前の武蔵野市奨学金支給条例</u> <u>(昭和46年3月武蔵野市条例第11号)に基づく事務</u></p> <p>(5)から(8)まで (略)</p>	<p>号の改正</p>
---	---	-------------

6 武蔵野市市民生活総合基金条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(基金の目的)</p> <p>第2条 この基金の目的とする施策は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 武蔵野市奨学金支給条例</u> <u>を廃止する条例(平成28年12月武蔵野市条例第 号)</u> <u>付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による廃止前の武蔵野市奨学金支給条例</u> <u>(昭和46年3月武蔵野市条例第11号)に基づく事務</u></p> <p>(5)から(8)まで</p>	<p>(基金の目的)</p> <p>第2条 この基金の目的とする施策は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4)から(7)まで</p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p>

(提案理由)

社会情勢の変化に伴う奨学金制度の発展的解消により、条例を廃止するものである。